

広川町要綱第12号

広川町空き家改修事業補助金交付要綱の全部を改正する要綱

広川町空き家改修事業補助金交付要綱（平成24年広川町要綱第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、空き家の改修等（改修、補修又は清掃をいう。以下同じ。）により広川町に定住しようとする者又は空き家の有効活用を図る者に対してその改修等に要する費用の一部を補助することにより、広川町への定住を促進するとともに空き家の有効活用を図ることを目的とし、その補助金交付に関しては広川町補助金等交付規則（平成12年広川町規則第5号）及びこの要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住者の存在しない広川町内の個人専用住宅をいう。
- (2) 移住者 広川町外からの移住に際して空き家の取得又は賃借を行う者をいう。
- (3) 所有者 前号の移住者に空き家の賃貸を行う者をいう。
- (4) 改修 従前の機能の回復及び変更に係る工事をいう。
- (5) 補修又は清掃 従前の機能の回復に係る軽微な作業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 次条第1号に規定する事業 移住者又は所有者
- (2) 次条第2号に規定する事業 所有者

（補助対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 移住者が空き家に定住する上で必要となる空き家の改修（以下「移住用改修事

業」という。)

(2) 所有者が空き家を賃貸する上で必要となる空き家の補修又は清掃（以下「補修又は清掃事業」という。)

2 移住用改修事業の完了後、対象となる移住者は当該空き家に5年以上定住しなければならない。

3 移住用改修事業を行う移住者が当該空き家の所有権を有していない場合は、所有者の承諾を得なければならない。

4 移住用改修事業は、事業の対象となる移住者が広川町の住民となつた日から起算して前6月以内又は後6月以内に着手するものとし、当該年度の2月末日までに完了しなければならない。

5 補修又は清掃事業の完了後、所有者は当該空き家を広川町空き家情報登録台帳（平成23年広川町告示第53号。以下「台帳」という。）に賃貸住宅として登録申請し、5年以上登録を継続しなければならない。ただし、賃貸借契約の成立等により台帳への登録を抹消する場合又は天災等によるやむを得ない事情で台帳への登録が困難となつた場合はこの限りでない。

6 次の各号に掲げる事項については、補助の対象としない。

(1) 移住用改修事業の対象となり、改修を行つた空き家を再度移住用改修事業又は補修又は清掃事業の対象とするとき。

(2) 補修又は清掃事業の対象となり、補修又は清掃を行つた空き家を再度補修又は清掃事業の対象とするとき。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象事業に要した経費の3分の2以内（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、限度額は次の各号に掲げるものとする。

(1) 移住用改修事業 100万円

(2) 補修又は清掃事業 10万円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前までに、広川町空き家改修事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 移住者の世帯全員の住民票の写し
- (2) 空き家の位置図及び間取り図
- (3) 事業着手前の現況を明らかにする写真
- (4) 事業に係る見積書及び施工内訳書の写し
- (5) 建物登記簿の全部事項証明書
- (6) 誓約書（別記様式第2号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 移住用改修事業を行う移住者が当該空き家の所有権を有していない場合は、前項の書類に「所有者の承諾書」を加えるものとする。

3 移住用改修事業を行う者が当該空き家を賃貸借している場合は、前項第5号の規定中「建物登記簿の全部事項証明書」とあるのは「住宅賃貸借契約書の写し」と読み替えるものとする。

4 補修又は清掃事業を行う所有者は第1項第1号の書類の提出を要しない。

5 補修又は清掃事業を行う所有者は第1項第5号の規定中「建物登記簿の全部事項証明書」を「対象空き家に係る固定資産税（土地・家屋）課税台帳兼名寄せ帳」と読み替えるものとする。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があつたときは速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、広川町空き家改修事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）を申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けた者はその内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、広川町空き家改修事業補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、広川町空き家改修事業補助金変更（中止）承認通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは広川町空き家改修事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 移住者の世帯全員の住民票の写し
- (2) 事業に係る領収書及び施工内訳書の写し
- (3) 事業を行つた箇所の施工前及び施工後の写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 第6条の交付申請書に添付される同条第1項第1号に規定する書類の情報が、その証明日を除き、実績報告を行う日までに変更されていない場合は、前項第1号の書類の提出を要しない。

3 移住用改修事業の対象となる移住者は、実績報告を行う日までに広川町に転入しなければならない。

4 補修又は清掃事業に係る実績報告には、第1項第1号の書類の提出を要しない。

（額の確定）

第10条 町長は、前条の報告があつたときはその内容を審査し、適当と認められる時は、広川町空き家改修事業補助金額の確定通知書（別記様式第7号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により、額の確定通知を受けた者は、広川町空き家改修事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りの他不正があつたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の広川町空き家改修事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に空き家を取得又は賃貸借を開始した者に適用し、同日前に空き家を取得又は賃貸借を開始した者については、なお従前の例による。